

開会の日 令和2年7月14日(火)  
場 所 協 議 会 室

◆出席委員(13人)

1番	小笠原	美保子
2番	水上	雅廣
3番	谷口	敬信
4番	上ヶ吹	豊孝
5番	井端	浩二
6番	澤	史朗
7番	住田	清美
8番	徳島	純次
9番	前川	文博
10番	野村	勝憲
11番	籠山	恵美子
12番	高原	邦子
13番	葛谷	寛徳

◆欠席委員(なし)

◆説明のために出席した者の職氏名

市長	都竹	淳也
副市長	湯之下	明宏
総務部長	泉原	利匡
総務課長	岡田	浩和
財政課長	上畑	浩司
管財課長	砂田	健太郎
税務課長	渡邊	康智
環境課長	忍	哲也
神岡振興事務所長	森田	雄一郎
神岡振興事務所次長兼市民振興課長	岸懸	貴則
農業振興課長	堀之上	亮一
地域包括ケア課長	都竹	信也
消防長	中畑	和也

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野村	賢一
書記	水上	時雄

---

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第85号 令和2年度飛騨市神岡町船津火災対策特別措置条例について

( 開会 午前10時20分 )

◆開会

●委員長 (住田清美)

皆さん、お疲れさまでございます。ただいまから総務常任委員会・産業常任委員会連合審査会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。

本案件の付託先は、総務常任委員会となっておりますので、総務常任委員長、私のほうで議事を進めてまいります。

本連合審査会の会議録は、飛騨市議会委員会条例第30条の規定により委員長が署名を行います。

審査に入る前にお願いをいたします。

委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前を告げてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。

それでは、これより審査を行います。

◆議案第85号 令和2年度飛騨市神岡町船津火災対策特別措置条例について

●委員長 (住田清美)

議案第85号、令和2年度飛騨市神岡町船津火災対策特別措置条例についてを議題といたします。なお、本審査会では、質疑までを行い、討論、採決につきましては、議案の付託先であります総務常任委員会において行うこととなりますので、ご了承願います。

それでは本案件について説明を求めます。

(「委員長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長 (住田清美)

泉原総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□総務部長 (泉原利匡)

それでは、議案第85号、令和2年度飛騨市神岡町船津火災対策特別措置条例につきましてご説明申し上げます。

まず、本日お配りしました追加資料で説明させていただきたいと思っております。被災地復旧に向けた課題及び市の対応ということでございますが、船津火災における課題でございます。被災者に関する課題といたしまして、高齢者が多く生活再建に向けた資金確保が困難な被災者があること、火災保険未加入の被災者があり、被災建物を解体費用の捻出が困難な被災者があることなどがございます。

次に被災建物に関する課題といたしまして、狭隘な地域内に建物が密集しており、建物個々の解体工事が困難であること、建築基準法における建ぺい率の制約によりまして、建物の原状回復が不可能であること、所有者、相続者不明の建物土地があること、解体

しないままでは、台風などの影響で建物の倒壊・建築資材の飛散につながり、周辺地域に危険が及ぶ恐れがあることなどがございます。その他の課題といたしまして、被災建物を解体しない限り周辺道路の通行止め解除ができないこと、被災建物を解体後の土地について境界を確定するためには測量を要し、測量費用が必要になることなどの課題があり、これらの複合的課題を解決しなければ被災建物の解体ができず、周辺地域はもとより周辺住民の安全な生活を確保することができないというふうに考えておるところでございます。

また、被災者が自ら課題に対応するには、多くの手間・時間・費用を要するため、市として全面的な支援を行うことで速やかな被災者支援、資金の確保、被災建物の解体、地域の安全確保並びに跡地の利活用を目指して今回の火災限りの特別措置条例を制定するものでございます。

2 ページ目をお願いいたします。被災者個々の状況でございます。居住の有無、火災保険の加入の状況、建物解体費用と廃棄物処理費用を合わせた計①が個人負担になります。廃棄物処理費用は、クリーンセンターでの焼却費用など減免できるもの以外の廃材の分別、運搬費用、産業廃棄物としての処理が必要な木材以外の廃棄物の処理費用などがここに含まれます。跡地市取得価格②が市が跡地を取得する場合の想定価格で、②から①を引いた差額となり、差額が跡地を取得しても、市が取得しても個人負担が発生するという金額になっております。

最下段につきましては、被災者の年齢構成を記しておるところでございます。条例に戻らせていただきまして、以上を踏まえまして、今回の特別措置条例では、第3条で市の責務といたしまして被災者等及び周辺住民への支援並びに関係機関との連絡調整、必要な情報収集と提供を定めております。

第4条では、生活再建等のための資金確保としまして、被災者等への貸付のため社会福祉法人に貸付の原資となる資金を助成することができることとしております。

第5条では、被災建物の解体処分としまして、解体業者及び収集運搬業者のあっせん、連絡調整、市条例に基づく手数料等の減免等を記しております。

第6条では、被災建物等及び土地の購入としまして、周辺地域の安全確保及び市民生活の利便性向上並びにまちづくりの推進を図るため、必要なときは敷地及び解体処理が困難な被災建物等を購入することができるとしております。

第7条では、必要な事項は市長が別に定めるとし、附則でこの条例は公布の日から施行するとしております。

なお、条例の施行期限につきましては、所有者相続人が不明なものがあることから、解決に時間を要する可能性もあることから失効期限を規定しておりません。

以上で、説明を終わらせていただきます。

●委員長（住田清美）

説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。質疑はありませんでしょうか。

○委員（野村勝憲）

今日までこの火災の原因というのは、私どもの耳に入っていないんですけども、原因は何だったのでしょうか。まだわからないのでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

出火場所については特定できたようでございますが、原因についてまだ不明ということで把握しております。

○委員（野村勝憲）

今回要するに特別条例をつくるということなんですけれども、今回つくるにあたって、どこか自治体を参考にされたとか火災があったところですね、そういったところはひもといてやられたのでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

例としましては、大きな火災の糸魚川の例があるということで、そちらの条例等もちょっと見させていただいたわけでございますけれども、今回の条例につきましては、それぞれの課題を洗い出しまして、それを解決するにはどうすればいいかというようなことを観点に独自で制定したものでございます。

○委員（野村勝憲）

今出ました糸魚川のね、たしか2016年12月22日に、今回の船津火災の10倍以上の147棟火災したということで、実は私、直接向こうの糸魚川市の要するに産業部復興推進課に問い合わせしまして、いろいろ情報を得ております。それはそれとして、向こうの場合はいわゆる出火はわかっているんですね、家がね。ただし、風によって大きな被害が出たわけですよ。風によって国の災害廃棄物処理事業に適用され、全額公費で賄われたということで、被災された方々、例えば、家屋の撤去とかそういったものはすべて国がもったんですね。国がもったということなんで、ぜひそのへんのことを研究していただかないと、というところがありますので、それで私原因を知りたいんですわ。原因によっては、ひょっとしたら少しでも国・県から補助金が出せるんじゃないか、捻出できるんじゃないかなと思いますが、そのへんいかがでしょうかね。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

今回の火災につきまして、国・県の助成ということはないというふうに思っております。市独自での対策ということになるかと思っております。

○委員（野村勝憲）

そうしますと、市長にちょっとお聞きしますけど、これから人口減少というのは当然出てきます。そうしますと、やっぱ空き家っていうのは、今回の船津のように古川のまちの中でも出てくると思いますね。そして、今回のような火事というのは、一度あると二度ないっていうことは言えない、言い切れない。そうすると、例えば、5棟以上とか10棟がまた火災はあったとか、あるいは今回のような水害ですよね。水害によって白川町でも支流と本流が交わるところで大きな災害が出ているということで、例えば、荒城川と宮川とクロスするところ、真宗寺の近くですね、あのへんでそういったものが起きたとした場合にそうしました今回の特例が次も適用されるのかどうかちょっと聞きたいんですけど。

△市長（都竹淳也）

まず災害救助法の適用っていうのが最初ありますので、基本的には災害救助法適用ということを考えることになろうかと思います。糸魚川も実はそうでありまして、火災だけですと災害救助法の適用にならないんですが、風害にするというかたちをとることによって、自然災害ということで災害救助法の適用をしたというふうに理解をしております。

今回の一昨年7月豪雨のときもそうだったんですが、一定の基準以上になりますと、災害救助法の適用があって、被災者の支援が行われますので、まずそれを考えるということになります。そのうえでカバーしきれないところがあった場合とか、あるいはその災害全体がカバーできなくて、しかも今回のように、例えば、資力がないとか高齢者が多いとかそういった問題があるときは、個別にまた市としての支援策を考えていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、今後そのように対応していくことになろうかなというふうに思います。

○委員（野村勝憲）

そうしますと、飛騨市で火災条例がありますね、これは改正されるんでしょうかね。

△市長（都竹淳也）

条例の改正ということは考えておりませんが、基本的に今回の火災についての特別措置を決めるというかたちで今回対応していくということでございます。

○委員（野村勝憲）

例えば小規模飲食店等の消火器具設置基準っていうのは改正されているんですね。これは条例の中に入っているんでしょうかね。現在は、消防ですか。

□総務部長（泉原利匡）

消防の関係の条例でございます。ちょっと中身まで詳しく把握しておりませんので、消防のほうでちょっと確認させていただきたいと思います。

○委員（前川文博）

今回この条例、早めにつくっていただいて、動けるのかなというふうに思いますけど

も、先日ですか、週末に行ったら今解体が2軒ほど終わっておりまして、あのへんでは7月中に栄町の道が通れるようになるのかなということで期待されているというふうに近所の方にも聞きました。

そこで、この条例で対策がされていくということなんですけども、一番そこで心配になるのは、やっぱり相続人不明の建物がどうしても今の段階でいくと残るんじゃないかということで、先ほども撤去なりの時期というのがまだ未定だということを言われたんですけども、この条例で建物を最終的に撤去していけるということで、そこまで網羅されているということでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

今おっしゃいました相続人不明の建物につきましては、今第3順位の兄弟姉妹のほうの相続人の方を調査しているところございまして、その兄弟姉妹の方もみえないものですから甥と姪の方まで調査しているというような状況でございます。それで現在、13名ほどみえまして、相続放棄されている方が6名みえます。そして、相続放棄されていない方が1名みえまして、相続放棄の有無を確認しなければならない方が6名ということで、その6名のほうを調査しているという状況でございます。それが進み次第、相続放棄されてない方というか、相続の権利のある方と交渉というかたちになると思うんですけども、できれば市としては、建物土地を市に寄附していただいて、市が取得した後に建物の処分にとりかかれなかなというように考えているところでございます。

○委員（前川文博）

土地を寄附してもらってという話だったんですけども、放棄が6名みえるので、残り7名、関係ありそうな方がまだみえるということなんですけど、実際に一番あれなのは、いつ壊してくれるのかってことが一番心配なので、それについてその関係者にあたっていくのも時間もかかると思うんですけども、いつごろまでにやってしまいたいとかそのへんの思いというのは何かありますか。

□総務部長（泉原利匡）

私どももできるだけ早くやりたいと思っておりますけれども、まず相続関係のある方の調査がまず第一でございまして、それが完了しないと相続の権利のある方との交渉ができないということでございますので、今急いでそのことの事務をやっているということでございます。

○委員（前川文博）

そうしますと、きょうの資料でも解体費とかいろいろ出ているんですけども、所有者がわかっているところは、順次壊していくということになると。その一軒が多分残るかたちになるんですよね、しばらくの間。その残る建物については、倒壊の恐れというの

は、どのような状況でしょうか。しばらくは一軒でも建っているような状況なのか、となりを壊したときに崩れてくるというような可能性があるのか、そのへんはどのように判断していますか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所次長兼市民振興課次長（岸懸貴則）

直接私、解体業者等と解体工事について打ち合わせをさせていただき中で、今の1軒につきましては、1棟だけで十分建っていると、倒壊の恐れはないという確認をしております。

○委員（上ヶ吹豊孝）

今ほど前川委員が言われたもう既に解体が始まっていますよね。これというのは、個人と業者さんが契約されると思うんですが、事前に市が土地を買い取るからっていう情報でもう進められているということはないでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

それぞれ被災者の皆さま方と会議等アンケート等とっているわけでございますけれども、希望の調査ということはさせていただいて、全員の皆さんが何とか市で買っていたきたいというような要望はいただいておりますけれども、まだ予算も条例もまだですので、市が買い取るってことは確約してないということでございます。それで、個人個人の解体につきましては、解体業者と個人の契約ということになりますので、順次契約が整ったところから解体が進んでいるという状況でございます。

○委員（徳島委員）

先ほど相続人不明の建物は残るっていうふうになってはいますが、その他に一番下のKのところ、建物継続利用っていうのがあるんですよね。この建物も補修をして利用されるということですか。解体されないということですね。

□総務部長（泉原利匡）

すいません、ちょっと書き方があれだったんですけど、被災が少なくてそのまま住んでみえるということで、継続利用という書き方をしておりますけれども、壊す必要がない建物でございます。

○委員（井端浩二）

野村議員と少し関連することでございますが、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。今後は野村議員も言われましたように、今後このように2軒、3軒あるいは4軒、5軒重なるような火災というのは、神岡や古川でも起きることはあると思いますが、そのときに大変複雑な状況の土地柄が絡んだ場合に、今後そのような途中の介入、買うことも含めて今回限りということですが、そのへんについて今後こういうことが起



きた場合に、またその中に入って当然協力をしてもらえと思うんですが、土地の購入ということはあるんでしょうか。

△市長（都竹淳也）

大きな火災だから土地の購入という考え方はとらないということでありまして、それで今回の火災に限定した条例をつくるということなんです。ただ、この手法は今回にしか使わないのかということでは必ずしもないので、その今後の火災の対応とか中の所有者の状態とか規模とか、そうしたものを判断して、これは市が介入して何かしらの手を打つ必要があるといった場合には、また同じように、その火災に限定した条例を制定して、それで対策を打つということになっていくと、こういうことですので、前例にしないんですが、前例にしないという意味ではなくて、制度化しないということですね。予算だけでやるとどうしても前こうだったからっていう、この理由がはっきりしなくなるので、今回条例で限局するということですから、そのように今後はまたその火災、火災に応じて対策を考えていくということになるろうかと。起こらないのが一番いいんですが、万が一そういうことがあった場合には、そういう考え方で臨んでいくことになるろうかと思えます。

○委員（籠山恵美子）

前例にはするけれども、条例にはしないとおっしゃいましたか。

前例にはしないのではないんですよね。ではないけれども、特別措置条例ですからね、その意味はよくわかります。

きょう手元にいただいた資料を見ると、火災保険に加入されている方、されない方みえますよね。基本的に火災保険っていうのは、自分で火を出したっていうだけにかかわらず、自分が被災したときにでもその補償として入るわけですよね。このあたりの火災保険の加入者と非加入者の間の整合性っていうんですかね、それプラス、それに市が関わってくるわけですから、それは加入している人と加入していない人と同様に扱って処理をしていくのか。このあたりがちょっとわかりにくいんですけれども、どういうふうになるんでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

今回の措置につきましては、火災保険の加入している、していないというのにかかわらず、全体の困難さを見て制定するというところでございまして、この表にもございますが、火災保険がいくら入ってみえるかはちょっと私どもでは把握できませんので、どれほどを補填されるのかちょっとわかりませんが、保険にかかわらず制度化したというものでございます。

○委員（籠山委員）

今後、例えば、やはりこういう火災が起きると心配なのは、例えば、古川町でもまち

なかの密集したところの火災ですよ。ですから、そういうところのある程度、何というんですか、老婆心ながらそういうことも想定してっていうことを考えて、それでも特別措置条例だっということも理解できるんですけども、今後のこういうような事例が火災だけではない違う事例でも起きるかもしれませんけれども、特別措置条例が必要になるときもあるかもしれません。こういう気候変動の激しい時代ですから。そうすると、今、総務部長は、火災保険加入、非加入にかかわらず対応するっていうことでしたけれども、今後のことを考えたときにある程度、誰もが市民が納得できる指標って必要だと思うんですよ。これは、今回限りの時限立法だ。ただ最後の最後までちゃんと解決するまで期限はとりますよということも理解できるんですけども、これからのことを考えたときにやっぱり市民としてみると、これも一つの前例になって市民は考えるものですから、保険に入っていたほうが得よ、損よ、みたいな話になるのも変な話で、一つの指標をある程度準備しておくことも必要かなという感じがするんですけども、今この条例の第7条には、「必要な事項は市長が別に定める」って書いてありますよね。このあたりは、どうなんでしょうか。要項で定めるのか。そういう突発的な災害、火災などが起きたときの特別措置に関する基準指標みたいなものが、つくっておかれたほうがいいんじゃないかと思えますけれど、いかがでしょうか。

#### △市長（都竹淳也）

あの第7条はあくまでも条例の施行に関する規則の問題ですから、この範囲の中でということなんです。今の議員のご指摘の点について、何かしら準備できるかどうかというのはこれ、結構難しい議論だと思うんですね。例えば、地震があったときに、その被災した建物に対して被災した、例えば、建物全壊、半壊、一部損壊なんかにあわせて給付をするって仕組みをとる。そういう議論が一時期非常にあって、鳥取県とかあのあたりでそういったことが行われたりしていますけれども、例えば、そういったかたちで一つルールをつくってやるって考え方もあるとは思いますが、なかなかこれはまた災害をどこまで拾うのかとか。とくにここ、水害が多い地域であったり、土砂災害が多いときにそれはどういうふうにみればいいのかとか。なかなか難しい議論が多くて、ちょっと今すぐここで制度化をするというところまでの議論は考えられるだけのまだ準備ができてないというのが本当のところなんですね。なので、今回この措置で対応していきたいと思っていますけれども、これはやっぱり市街地で人が多く通る、いわば商店街、それからまちなかで人の往来が多いところで、なおかつ景観的にも心情的にもやっぱり何とかしてほしいというみなさんの思いも多くて、要望も強くてということも反映していますので、例えば、多くの火災が人があんまり通らないエリアで起こった場合はどうするんだとか、それは個別に判断していかないといけないというふうに思っております。なかなかこう一概に全部に適用する方針というのは決めるのが現状であるということで、今回こういう対応をさせていただいているということでご理解いただければなというふうに思います。

○委員（籠山恵美子）

たしかに私は跡地を見に行きまして、やっぱり本当に景観的な問題もすごく大きいから、市が相当な後押しをしてやらないと、大変なまちづくりにもデメリットになるのかなと思いつつ、そういうこともあって、こういう特別措置条例をつくったのかなというふうにも思っていました。だけど、そのあたりが他町の市民の方々が自分のところで実際に本当に小さなエリアで大変な火災が起きたあるいは、水害で全体は無事なのうちの地域の周辺だけものすごい水害にあったとかっていうときに、やっぱりそのときにも機敏に対応していただければ、特別措置ということで安心されるかなと思うんですけども。ただ、そのためには、何かしらやっぱり指標がないと私たちも説明しにくいですよ。例えば、「まちの中だから景観が悪いから市が一生懸命後押ししてやったのよ」くらいで、納得していただけるかどうか、有権者の方々に。そういうことがあるもんですから、どっかで一つ、一つ一つ起きたときでもいいんですけども、起きないほうがいいんですけども、そのときに納得できるようなある程度ボーダーラインがはっきりわかるような対応の仕方も、行政としては大事なんじゃないかなと思うもんですから、どうでしょうか。

△市長（都竹淳也）

これもなかなかその外見的な災害だけで判断できないところもあって、例えば、10軒まとまった地域で大規模火災があったと仮にします。そこの方々がみんなある程度財産があり、また資力があり若くて、それで保険もしっかりかけていて、これ全部再建して、そこで建て直す。土地もそれぞれ広くてという場合で進むとすれば、それはさほど市が関与してその土地を例えば買い上げるとか、その必要まで出てこないと思うんですよ。だけど今回の場合、やっぱり高齢者が多い、空き家が多い、しかも資力のない方がいるっていう中で放置すれば、どうかすれば解体されないまま残材で残ってしまう可能性すらあるということがありましたので、やっぱりこういう措置をとっているということですから、外見的な判断がなかなか難しいというところが一番のハードルであり、難題だというふうに思っておりますので、引き続きどういうあり方があるのかっていうことは研究してみたいというふうに思っておりますし、さっきの大規模地震じゃないんですけども、何かしらルールはあるといいなということはあるんですけども、考え始めていたらなかなか結論が出ずに苦慮しておるという状況ですので、引き続き考えて行きたいと思いますが、ひとまず今回については、こういうかたちでということでございます。

○委員（籠山恵美子）

私、今、市長が説明されたことが大事な指標かなって私は内々思っていたんですよ。だからただ資料だけ見ると、90歳代が何人、80歳代が何人って年齢だけが書いてありますけれども、それだけではない。その地域の人たちが、やっぱり生活力が落ちているとか高齢化しているのはもちろんですよ。だからそういうところは、市の市長のモ

ットーである「弱い人は政治で助けなければならない」っていう、そのモットーですよ。そういうところのそういう方針をかぶせて、やっぱこういうところは何とかしなければならぬっていうことならば、それはそれで私なんかは、まちの人に対しても説明がつかず。だからある程度、自力のある、財力のある人は、自分たちで保険もちゃんとかけていけば自分の力である程度復旧できるってことありますからね。だからそういうところの弱者に対する市民の目線ですよ、それを一致させる、共有させるってことがとても大事だと思うので、そのあたりを市の行政としてもその都度説明していただければいいのではないかと思いますので、どうですか。よろしくお願ひしたいと思ひますけど。

△市長（都竹淳也）

先ほど本会議のほうで、私から提案説明は結構ちょっと長くやらせていただいたんですが、思ひは全くそういったことでありまして、本当は何かしらのかたちでそれを残せるといいんですけども、なかなかこう資料として残しただけみたいなかたちですと、散逸してしまったり、わからなくなってしまうので、条例の提案というのは、部長がやるんですが、きょうは市長がやらせていただいて、議事録に残すということも含めて、そうした方針を残していくということが一つのあり方かなと思ひましたので、ちょっと長い提案説明だったんですけどもさせていだいたというのは、まさしく議員おっしゃったようなところを含め合わせて、ちょっと考えたということです。

ただ、それを何らかのかたちで一つの方針として示すかどうかについては、引き続きまた検討していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○委員（水上雅廣）

私も先ほどの籠山さんの意見、そのまま同じではないにしても何かしら全市的なこういうものに対応する制度というか条例的なものはやっぱりいるんじゃないかな。これは、市みんな公平でなければならぬっていう思ひもあるんで。もっと言えば、先には、例えば、宮川では、西忍の火災がありましたし、その前には古川町でも駅のすぐそばでの火災があった中では、こうした対応はとっては出してなかった。西忍を例にあげれば、もう地域の方々が率先して宿泊先を確保したり、もちろん市の職員の皆さま、市長はじめ職員の皆さまの努力をしていただいて、その被災された方々が安心してその後住んでいけるようなふうになっていますけど、何かしらその特異的なことっていうのは、やっぱり理解をしていただきにくい。ある程度のルールを定めたいうえで、例えば、諮問委員会のようなものを設置していただいて、その中で検討していただけたらかそういったものも一つの方法ではないかなというようなことと思ひますので、その点いかがでしょうか。

△市長（都竹淳也）

今ほどの水上議員、先ほどの籠山議員のご指摘もそうなんですけど、なるほどなという思ひもありますし、ちょっとどういうかたちでまとめられるかどうかちょっとわかりませんが、何かしら方針を決めるということも大事なことかなと今も伺って思ひますので、

ちょっとやり方も含めてご提案いただいたような諮問委員会でいろんな議論する、あるいは、先ほど野村議員もおっしゃいましたが、他のいろんな自治体の知恵というものもあるかもしれませんし、ちょっとどうしていくのかということについては、早速考えさせていただきたいなと思いますので、どういう仕上がりになるかということは今ここでパッと申し上げられませんが、何かしら皆さんに将来的に理解していただけるような指針のようなものをつくることを検討していきたいというふうに思いますので、お願いします。

○委員（水上雅廣）

ぜひお願いしたいと思いますが、そのうえで、先ほど取り壊しの話ですけども、既に終わっていて、それはそこまでの話って話でしたけど、これができるっていうことはこの条例を別に定めなくてもできるっていう解釈もできなくはないと思うんですけど、既に相談をされて解体までむかわれた方がある。それは、もちろん自分ご自身それぞれの中で解決されていくっていうことで契約をされたのかなと思えば、あえて深く突っ込んでいなくてもいいのかなという気もするんですけど、そのへんはいかがなんでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

被災者等の会議といいますか、質疑の中では、それぞれがバラバラに解体をされると隣の家にも影響するというのもあって、全体で皆さんの合意が得られてから順次やりましょうというような合意をいただいて、この契約で解体のほうが始まっているというような状況でございますが、解体につきましては、市のほうで斡旋とか業者から見積もりとってこれぐらいかかりますよ、処分にはこれぐらいかかりますってというようなことを提示しながらお願いしていったわけでございますけれども、予算的には市のほうで解体費を出すということではございませんでしたので、話が固まった段階でこの方が解体に取り掛かれたということでございます。条例の中では、そういう業者との斡旋とか連絡調整をするというような文言を入れさせていただいているというようなことでございます。

△市長（都竹淳也）

実は、この第6条がそれに該当するのですが、ここ非常に難しい書き方をしなければいけなかった論点で、被災土地、土地のことなんです、購入するというのは資力がない方の支援として購入するのか、あるいはそうじゃないのかということが非常に実は大きなこの論点です。それで、もちろんその資力がない方に買い上げた費用で、その足しにさせていただくといいますか、解体費用に充てていただくという側面もありますが、中には保険で十分賄えるという方もあるわけですね。もともと最初からあるわけですね。そうすると、ここはやっぱりそのこれが特殊性ということになるんですが、神岡の船津

の場所ということを見ると、ここにありますような地域の安全確保ももちろんですし、市民生活の利便性向上、まちづくりの推進というような必要性があるときに、これを買うということをやっぱりここで定めておく必要があると。そこは峻別する必要があると考えましたので、ここ文言は、こういうかたちにしたということでございますので、解体作業が早く進んだからといって第6条が必要がないということでは必ずしもないのではないかと。また、測量の問題も先ほど提案説明のときに申し上げましたが、個別に測量しようと思えば、それは登記の面積だけでいけるということになりますから、そうしたことも含めて考えていきますと、やはりその考え方というのは、かなり整理が必要であった。それが反映させたのが第6条であるということをやっぱり補足的に申し上げさせていたきたいと思います。

○委員（水上雅廣）

そこが論点の一つかなとは思いますが。資力のある方、ない方いらっしゃいますし、購入して購入資金をどう充てられるかっていうところもあると思えますし、全くここを見れば、借地の方もいらっしゃるわけですから、そういったときはどうなるだろなということも思ったりもします。土地の購入に対して、市は今、普通財産で購入するという話なんですけど、基本的には市のほうは、普通財産をどうにか処分したいってということとは、これまた相反するかたちになると思うのは、1点。それから仮に駐車場にということ、仮に駐車場にまわしていきながら考えるということなんですけど、そのときは行政財産にするのか。有料、無料のことも考えながら、どういう扱いにしていくのかということもやっぱしないと。何か普通財産の購入っていう単純にそういうので捉えてしまうと、ちょっと釈然としないってことなんですけど、そのへんについていかがお考えなんでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

今回の土地購入につきましては、委員おっしゃるとおり、すぐさま何の目的にということがないものですから、地域の要望でもあります駐車場としての利用ということで、普通財産で購入して駐車場として使いたいというふうに考えておりますが、今後は行政財産というか目的がしっかり決まれば、当然行政財産として管理していくことになろうと思えますし、そういう扱いになるというふうに考えております。

○委員（水上雅廣）

取り壊し、さっきの話じゃないですけど、1軒難しいところがあります。順番に壊されます。それまでの間、どういうふうな状態でおいておく予定なのか。どうやって使われるんですか、その土地が。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

今難しい土地につきましては、ちょうどご存じかと思いますが、角地といいますか、角の交差点のところの一角でございまして、そこが残っていてもほかのところとしては駐車場として使えるんじゃないかというふうには考えております。その建物につきましても、先ほどありましたように、自立しているといいますか、部分焼というようなことで、すぐさま壊れるような状態でないということですので、道路の通行等の安全対策はしなければならぬと思いますが、そういう格好で土地については使っていきたいというふうに考えております。

○委員（澤史朗）

第4条でいわゆる資金確保、貸付の件なんですけれども、市には災害弔慰金条例の中に貸付の項目があるかと思っておりますけれども、この災害弔慰金条例の条項は、今回は使わずにこちらにした理由というのは何でしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

今回は、災害弔慰金条例のこの条例の貸付ということも適用の中には考えられたんですけども、どちらかっていいますと、絞っていったときに一定の資金がちょっと足りないなど。壊すときにまとまったお金が用意できないというところが2世帯に絞られてくるんじゃないかっていうのもありまして、それで社会福祉協議会のほうでも、県の既にある生活福祉資金制度の中で、災害の臨時貸付金というのがあるんですね。それのかたちがすごく簡便で、すぐ対応ができるだろうと思ったんですが、ただちょっと県貸付で要件が厳しいところもあって、それで今のコロナでやっています生活支援資金貸付、これと同じようなスキームの中で、より借りる方が簡便にさっと借りれるという手段とすると、市単での生活福祉金の災害臨時貸付というものをつくるのが最もフィットするんじゃないかなという思いがありまして、それでこちらのほうの手法でいこうというふうな考え方を持ったということでございます。

○委員（澤史朗）

ちょっといまいち弔慰金条例のほうの貸付制度が不備があるというか、今回の場合にはあまり使えないという、その理由がちょっとはつきりしなかったんですけど、もう一度説明願えますでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

災害弔慰金条例というのは、もともと国の法律があって、国の負担が出るようなもの

になるんですけども、災害の弔慰金に関する法律があるんですけど、これ基本的には、自然災害に該当する者というふうになっていますので、自然災害に関係するものだとこういう法律からくる条例の制度が使えるんですけど、今回火災ですので、こういったものにはちょっと対応しないと。県社協の貸付ですと、火災も含めての対応ができるということがもともとありましたので、一応入り口を開ける部分では理由ということになるかと思います。

○委員（澤史朗）

自然災害のことが主にうたってあるんですけども、弔慰金条例の第1条には、「規定に該当しない自然災害（以下火災等）という場合、死亡または住宅被害を受けたとき」という文言がございます。よって、これは住宅火災等にも適用できるものと解釈するんですが、今回の場合、県社協じゃなくて市の社協のほうへいわゆる貸付資金を出すということなんですけれども、ちょっとそのへんのところが既存にある条例で対応できるのではないかというふうに読めるんですけども、今回どうしてもこうしなきゃいけないかったという今の説明ですと、理由があまりないように見受けられるんですが、金額、例えば貸付金額が違うとか、いわゆる上限があって、上限額があがって、それに対応できないとか、どの程度の貸付金額を見込んでいるのかとか、それが無い限り、今回のこの貸付に関しての条項は必要ないんじゃないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

まずはその建物を撤去する、早く撤去しなきゃいけないっていういろんな状況があって、そういった早い段階の中で見込みが立つ、貸付もできるだけ緩いものにしてあげないと、今絞った家庭からすれば、最終的にはその売ったお金土地の金が入って充当されるということも多少あるんですけども、一時的にやっぱりさっと借りれるっていうところが必要だということがあって、そういう意味でいくと、やっぱり市単の社協の貸付というスキームをとるとかなり柔軟に動けるものですから、かつ返済の免除要件的なことも最悪うたっていくこともできる。そういうかたちで、この火災を機に生計が立て直しできないような状況まで仮にいったとしても、こういう資金であれば、そこを免除することで生計をまた維持していただけるようにもっていけるということもありまして、そういった機動性というか柔軟性というか、そういうところを考えたときに、既存のこういった災害弔慰金法からくるような貸付制度よりも市単の制度のほうが、もっと今の被災者に対してはフィットするかたちになるという考えです。

○委員（澤史朗）

今回はたしかに被災された方、いろいろ大変な思いをされていると思います。こういったところで市が手厚い支援をしてあげるということは、必要なことなんですけれども、



今のお話の中でちょっと私の聞き取り方が悪かったら申しわけございませんけれども、将来的に免除ありきで貸付するみたいなことに聞き取れた部分があるんですけども、それと今の現状にある弔慰金条例は使いにくいと。すぐお金が出ないというようなかたちなんですけれども、それではせっかくその既存にある条例の意味があまりないのかなというふうにも感じますけれども、そのへんのバランスとかちゃんと整合性をとれるようなかたちで向かっていただきたいんですけども、ちょっとまだ納得できないかなという部分があるんですが。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

こういう制度というのは、別に何か一つあるからそれを使わなきゃいけないというふうに私は思ってなくて、とくに今回の火災なり、こういった緊急性があるような場合には、独自に引用できる社協の制度があつてですよ、それを使うわけですけども、それは柔軟に使えばいいのではないかっていうのはまず基本にあります。たしかに免除の要件のところ、これは大きな論点で、その部分は弱いんですね。災害弔慰金の貸付については。ですけども、今回資力が弱い、非常に高齢者とかで返していくのは、非常に難しいという方をどう救済するかっていうところからスタートしていますから、返済免除といいますか、焦げ付くことはある程度最初から想定せざるを得ないということがあるわけです。そうしたときにそれをどう考えるのかということですね。やっぱりそれは、今のこの弔慰金の貸付にのっかるよりもむしろ社会福祉協議会の生活支援資金的な考え方で向かっていったほうがフィットするという、今の課長も言いましたけども、まさしくフィットするのではないかということですので、そのあたりは柔軟に使い分けていけばいいのではないかなというふうに思っております。

○委員（井端浩二）

跡地利用についてちょっとお伺いさせていただきますが、今ほど駐車場が多く望まれているという話でしたが、あそこの土地はなんか複雑なようでちょっと見させていただきましたが、石垣が中にありまして、そのへんについて何台果たして止められるのか。壊した後の安全性についてはどうなのか。それについてお伺いさせていただきます。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所長（森田雄一郎）

まだやっぱり壊してみないとちょっと全体像がわからないといったところがございます。先ほど来、普通財産から行政財産というようなお話もありましたけれども、やっぱり地元の商店街の方にも相談をしたりしております。その方々からもですね、やっぱり壊してみても崖の形状だとかそのへんがわからないと、跡地利用についても今の段階ではちょっと議論ができないといったことがございますので、全体像が見えてからそのへん

は、商工団体さんとかにも入っていただきながら、検討していきたいと思っておりますし、とりあえず全体が解体される、そこが崖になる2メートル以上あるんじゃないかなと思いますが、そこに安全対策は若干していく必要があると思っておりますので、例えば、お子さんが崖から落ちないようにだとか、そういったことも今回ちょっと予算で若干みさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（井端浩二）

僕も地域の方にちょっと確認っていうか話を聞いたこともあるんですが、果たして駐車場がいいのか、あるいは、水を利用した公園、そして今のハイパーカミオカンデのその計画による寮とかですね、そういったほうもいってという話もありましたので、それについては十分地域の住民と考えながら適した利用をしていただきたいと思います、それについてはどうでしょうか。

□神岡振興事務所長（森田雄一郎）

今、委員おっしゃられたように、さまざまな活用する方法があるのではないかなというふうに考えております。それは、地域の方々とか今の東京大学のお話も出ましたけれども、そういったところの関係者ともちょっと話をしながら、一番ベストな活用方法は何かかっていうところは考えていきたいと考えております。

○委員（上ヶ吹豊孝）

今の井端議員の関連なんですけど、普通財産として当面は地元の強い要望として駐車場というふうにあるんですけど、これは個人の月極なのか、買い物客用の駐車場というふうに考えているのかどちらなんでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

月極駐車場じゃなくて、広範の買い物お客様用の駐車場ということで、今のところ考えているところがございます。

○委員（上ヶ吹豊孝）

わかりました。それでとりあえず地元の要望が強い駐車場として利用すると。しかし、今後有効の活用となると、せつかく駐車場を要望してほかに使うのかというのが矛盾したんですが、そのへんはどうなんでしょうか。

△市長（都竹淳也）

先ほどの井端委員のご質問と関連するのですが、いろんな市民の方の声がありまして、ハイパーカミオカンデ、今後できてくるわけですが、研究者の方々の住むアパートを建てたいみたいな話もやっぱり中にはあるんです。それが現実的にいつどう実現するのかは別にして、それも一つの夢かなということも思いますし、あるいはその市民の方の中にはあそこに何かこういう建物を建ててこんなまちづくりにということをおっしゃる方もおられます。やっぱりまちのど真ん中のある意味でいい場所ですので、こう使ってみ

たいという市民の方のご希望は随分たくさんあるというふうに承知していますから、駐車場のご希望が強いので、ずっと駐車場に行くということではなくて、当座、駐車場として使わせていただくんですが、皆さんとお話する中でよりいい活用としていいなと思われるところがあれば、また今後も変わってくると思いますし、またそれは市がやるのか、民間にあるいは売却してつくってもらう、あるいは貸し付ける、そういったこともありますから、なるべく手を縛らない、自分たちの手を縛られないかたちの中で、フリーハンドを維持しながらいろいろ考えていきたいなと思っているところでございます。

○委員（籠山恵美子）

今の質問で私もやっぱり心配するっていうか気になるのは、上ヶ吹委員のようにやっぱり一旦駐車場で便利を味わってしまうと、またそれをどけてくださってというのは、なかなか住民感情としては酷なことかなと思いますし、ここは都市計画区域内の場所なんですから、もちろん地元の要望を大いに吸い上げて、それを受け止めて、最終的に神岡町をどういうふうにするかっていうことは、都市計画審議会もちゃんと入って、大きな視点で跡地利用するのは考えたほうがいいと思うんですよね。都市計画区域内なのに都市計画審議会っていうのはあると思うんですけれども、そういうのと全く関係なくやるっていうことはいかがかなと思うんですけれど、そのへんは考えておられるんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

今後の検討という中では、やっぱり都市計画のことも考えてということはあるかと思しますので、当面は何度も繰り返しになりますが、駐車場という格好で取得させていただきましても、いろんな要望があるということでございますので、そういう要望等を集約していく中ではそういう審議会にかけたりということも出てくるかと思っております。

○委員（谷口敬信）

措置条例の中に第1条、第3条にも出てくるんですけれども、市が被災者等の生活再建を支援するとともにという生活再建ということが出てくるんですが、今の被害にあわれたKのところは除いて10軒のうち、6軒の方が移住してみえたということですね。4軒は空き家というか、そういう状態だと思うんですけれども、その4軒の方っていうのは、親戚子孫の方が、お子さんかわからないですけど、どちらに所有者としては残っておられるんでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所次長兼市民振興課長（岸懸貴則）

今の空き家の件ですけども、空き家の件の方の多くは市外在住の方でございます。もともと神岡に住んでみえましたが、現在は市外に転出をされて建物だけ所有されている

という方でございます。

○委員（谷口敬信）

6軒の方ですね、場所は恐らく移られるということで、生活再建を考えておられると思うんですけども、今おっしゃった市外に移住しておられる4軒の方に対しては、生活再建ということにはなりませんよね。言葉のあやかもしれませんけれども、目的として、それだけちょっとご意向をお話してください。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所次長兼市民振興課長（岸懸貴則）

今の空き家対策の方については、当然市外にみえるので生活支援という観点はありませんが、土地を所有されておりますその土地が未開地、とくに今市長が答弁していただいたように、市街地で有用地である土地が市街地の市外の方に未開発として残るというのは、大変今後市内の開発にも問題があるかということも含みおいて、土地を買うという条項が後ろのほうに出てきますけど、そういうことも含めた条例だというふうに考えていただきたいというふうに思います。

○委員（澤史朗）

土地の件で細かいことかもしれませんが、無地番地の土地が一角にありますけど、現在その土地はその上の建物の方が使用されているかと思います。そういった無地番地の土地ですから国からの、今は財務省ですかね、からの払い下げになろうかと思えます。当然、そこの使用者の方は理解されているだろうし、周囲の承諾も得られてというような手順を踏むんですけども、それとあと抵当権のついている土地が一筆あったかと思えますけども、そのへんのことは事前交渉というか話し合いの中でしっかりと話されているのでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□管財課長（砂田健太郎）

まず無地番地の土地につきまして、事前に法務局のほうにこの無地番の経緯などについてちょっと問い合わせをいたしましたところ、ちょっと不明ということで資料もないということでしたので、多分取得をするためには財務省のほうから東海財務局のほうと協議をしまして、取得をするということが必要になるのではないかというふうに伺っておりますので、その方針で向かいたいと思っております。抵当権のほうの土地につきましては、現在登記簿のほうに載って見えます方のほうと交渉中ではございますけれども、既に済んでいる借金であるということで、解除については合意の意見をいただいておりますのでお願いします。

●委員長（住田清美）

あとよろしいでしょうか。

○委員（籠山恵美子）

具体的にはこの措置条例が可決されたら、実際の具体的な作業なり手続きに入るんだろうと思いますけれども、いろんな条件の方がみえて、基本的にはその方々の資力の弱さなどを鑑みて、市がやるっていうことはよろしいかと思うんですけれども、こういう実際の事務手続きの手順でいうとどういうふうになるんですか。焦げ付いた建物が残っていますから、市が解体あるいは解体した資材の一般廃棄物の処理を市が賄いますから、もし使わないのであれば土地をご寄附いただけませんかという話から始まるんですか。あるいは、土地を売ってください、その代わりに、上の建物ご自分で解体できますか、できないんだったらその売った代金で処理して足りなければ、市のほうがそれを補って市として購入したいんですけれども、いかがですか。どういう順番になって、市民の税金を有効に使って、ここをやるんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

この条例とか予算を可決いただきましたら、解体につきましては、先ほど申し上げているとおり、個々の契約で順次進んでいきつつありますので、早速土地の購入について更地になったところで、土地の購入についての手続き等を進めさせていただくような段取りになっていくと思います。

○委員（籠山恵美子）

そこで解体するお金余力ありません、どうしようもないですといったときに、どうなるんですか。それなり相当の地価で市は買いますよ、じゃあ解体する余力がないんだったらそれも市が補いましょうというこういう感じで進んでいくんですか。本人のご意向を尊重するのみですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

先ほどちょっと説明ありました貸付のことも一緒に議決にありますので、資金の足りない方のための貸付の情報も入れさせていただいているということで、それで貸付を受けていただいて取り壊し等の支払いをしていただくと。それに猶予期間も設けておりますので、その後に土地の代金が入って補填していただくとかいうようなかたちにもできると思いますし、一般の方につきましては、火災保険に入ってみえる方もみえますので、それで利用されるということもございます。また、保険に入っていない方でも自己資金でできるということも聞いておりますので、それぞれ個人、個人違うと思いますが、資金の足りなさそうな方っていうのは、2名程度みえるのかなっていうことは思っております。それで貸付制度を設けたということでございますので、よろしく申し上げます。

○委員（水上雅廣）

何か話を聞くと、2名の方を救済するためにつくったっていうふうには聞こえなくもないんですけど、そうではないんですよ。違いますよね。

△市長（都竹淳也）

制度をつくるというのはよくおわかりかと思いますが、想定する人というのが必ずあって、それで制度をつくるんですが、制度をつくるときは、その人のためだけにつくらないというのが制度のつくり方ですから、結果としてはその人が使うことになったとしても、制度はある方が使うようにだけはつくらないというのが、行政の仕事の仕方だということですのでそのようにご理解いただければと思います。

○委員（水上雅廣）

そういうことですね。ただその手順ですけど、購入が一番にきていますけど、寄附というのは土地ですよ、寄附されるとかっていう、そういう所有者の方、思いのある方はいらっしゃらないんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

今のところ土地を寄附されるということは伺っておりません。

○委員（水上雅廣）

要望があったわけですよ、地域の方々から。どういう要望であったかはわかりませんが、ただ市にすべてをやってくれてというのは、要望であったのか。基本的には私は、地域の要望された団体がどういう団体か私よくわかりませんが、自分たちでも何とかその土地というか、そこについてできるということ、例えば、今駐車場の話をされているのであれば、そこは私たちが買い上げますとか借り上げしますとか。やっぱりそういう話もないと。さっきの話に戻りますけど、やっぱり購入の目的って何もなくなってしまうんじゃないかと。寄附でもない、ただ買えば買った資金でどうにか手当てもできる方もあれば、そうでなくてもできる方もあるとか。自分の頭の中でちょっと整理しにくいんですけど、本当に全部買ってまでやらなきゃいけないってことなんですか。

△市長（都竹淳也）

さっき提案説明のときに申し上げたんですが、測量が必要になりますので、まず測量に非常に負担がかかります。一括してこれだけの土地っていうふうであれば、中はどう割り振るかだけです、その交渉はしやすい、公図の面積でいきますから。ですけど、個々にそれぞれやろうと思うと、それぞれ測量しなきゃいけないってしまいますから非常に手間がかかるのが1点。

それから全体の話ですけども、このまま放置すれば、そうした権利関係が非常に複雑なまま手がつかない土地、手がついている土地が混在し、あるところは草がぼうぼう

になる、ある一角は何かきれいに整地されている、そういう非常に不安定な状態があそこに出現するという可能性が極めて高いわけです。ですから、この第6条にあるように、市民生活の利便性の向上とかまちづくりの推進とか周辺地域の安全確保、そういった観点の中で必要があるときに購入できるという条項を設けて、買っていくということですから、そうしたこのまま放置すればどうなるのかという想定の中で、買い上げることがベストであろうという感じで判断をしているということです。通常こうしたことは行政はやらないわけです。目的があるから土地を買うわけであって。ですけども今回は、保全するということが目的なので、保全するという目的でいわば買っているんだ。このようにご理解いただけるとわかりやすいのではないかなというふうに思います。

●委員長（住田清美）

ほかによろしいですか。

○委員（澤史朗）

今、第6条の話が出たので、一つだけちょっとお聞きしたいんですけども、第6条の最後のところに当然敷地の購入ですけども、及び解体処分が困難な被災建物等とありますけれども、通常被災した建物には価格つかないんですけども、これはどういったことを想定されているのか、お願いいたします。

□総務部長（泉原利匡）

これにつきましては、所有者不明、相続人を今調査している建物につきまして、相続の関係がわかった方から土地も建物も含めて寄附いただいて、土地代を解体費に充てるというようなことができないかなということを考えておるわけでございますけれども、その中で建物を買ってください、土地は買わせていただきますというようなことをもあろうかと思ひまして、今の最後まで残りそうな建物について市が買い取って処分をするというようなこともあり得るというようなことで条項をいれさせていただいたところでございます。

○委員（澤史朗）

そうしますと、所有者不明の土地建物ですけど、そこだけ何かほかとちょっと特別な扱いにはならないんですか。ほかは一応土地の購入ということが明記されていますけれども、そこだけ建物もというかたちになると、現在、一昨日ですか、現場もちょっと見させていただいていますけど、今2軒がほとんど取り壊しの状態で、それで部分焼のところ、まだ残っていたりしますけれども、いわゆる借地の上に建っている建物、これは当然土地が所有者違いますので、ご本人には土地購入費、売却代が入らないですけども、そういったところも部分焼ということになると、建物としては同じ扱いにはなっていないんですか。

△市長（都竹淳也）

建物は値がつかないと思いますので、ゼロ円で買い取ることになるんですね、恐らく。これ何が何でもこういう腰だめにしてあるかということ、特定空き家にも認定ができないんです。今の状況ですと。そうすると、その解体する術がなくなる可能性が極めて高いん

ですね。今のまま進んでいきますと。相続人が非常に近い相続人ならいいんですが、詳しくは申し上げられませんが、恐らく面識もほとんどない、そういう人がいたかどうかはわからない可能性すらある相続人になってきますと、交渉して、その人がそもそもそういう交渉に応じてくれるかもわからないですし、最終的に管理をしなきゃいけない責任はその方にあるんですが、どこまでの交渉ができるのかっていうのが今の状況では定かではない。そうすると結果、あの建物が5年、10年と残っていく可能性があれば、当然市で何とかできないものかという声が出ることはもう目に見えておまして、そのときに特定空き家の対策だけで何ともなりませんという状況になると、もう全く手がなくなってしまうので、それで建物は、残存価格は当然ゼロですね。むしろ、お金をもらわないといけないわけですから、そこらへんが交渉になってきますけれども、買えるということにしておかないと後の処理に困るのではないかとということもありまして、ここにこういった文言を挿入しているということでございます。

○委員（籠山恵美子）

改めて私も水上委員じゃないですけども頭を整理したいので、確認させていただきたいんですけど、先ほど市長は制度は個人のためにつくるものではないということをおっしゃいましたよね。ですからただ、どうしても今起きているあの事態であそこにいる人たちを個別に私たちについて個別に見てしまいがちですよ。この家は何十代の方のお家かなとか、資力がある、ないってどこかなとかってなっちゃいますけど、結局条文をつくっておいて、そしてあと個別にやっていくことは普通にやっていって、それでもできないところに市が手を加えるときには、この条文が大事、必要なんだという理解でいいですか。

△市長（都竹淳也）

そのように理解していただければと思います。

○委員（小笠原美保子）

被災者の年齢構成のところで、やっぱり高齢者がすごく多いんですけども、普通に考えるとお母さんやお父さんが1人で暮らしていらっしゃるにしても、何かあったら遠くに離れてても息子さんたちが何とかしてくれるんですけども、みなさん天涯孤独であてにできる方はいらっしゃらないんですか。

●委員長（住田清美）

はい、答弁どうぞ。

□神岡振興事務所次長兼市民振興課長（岸懸貴則）

当然、ご家族は遠方にみえます。今、市との協議もままならないというか、なかなか説明がわかりにくい方もみえますので、そういった方は遠方ですがお子さんと相談をさせてもらったりしております。

○委員（小笠原美保子）

すごい差し出がましいかもしれないんですけども、例えば、その金銭的なことで提供



するのが難しいので市にお願いをしたいってお話だったと思うんですけども、そういったことは、そのご家族とかは、じゃあ何とかしようっていうお話もまだできてないんですか。

●委員長（住田清美）

はい、答弁どうぞ。

□神岡振興事務所次長兼市民振興課長（岸懸貴則）

当然、お子さんなのということですが、実際にここではお話できませんけども、お金の話もしております。そういった中では、なかなか袖は振れないというご返事もいただいて。やっぱり今の時点でとくに世帯を別にされて生計も長い間も全然別という中では、本人の世話はできるけれども、建物の解体の責任まで負うというのが、既にこちらにみえない子どもさんが負うということは、なかなか難しいというご返事をいただく中で、早く解体しなければいけないといったことも含めての今回の判断にさせていただいています。

○委員（小笠原美保子）

そういう方のお家は、一旦相続放棄をしていただいて、市で賄っていくとかそういうふうにはやっていくってことですか。

●委員長（住田清美）

答弁は。

□神岡振興事務所次長兼市民振興課長（岸懸貴則）

生きてみえる方で相続はできないので、贈与というかたちになりますが、贈与税が発生したりいろいろ問題があるかと思います。

○委員（水上雅廣）

岸懸さんにお伺いしますが、今の話もあまりピンときません。何でかっていったら、いらっしゃるんですね、関係者が。でも、このことについては、あなたがおっしゃった説明を聞くと、その空き家になったあとは誰も面倒みませんというふうに理解のできるような発言だったんですね。でも、それってなんか違和感を感じるんですけど。そうならないためにたまたま今回の事象があったんでってことはありながらも、そうじゃなかったら、そこはもう全く税についても、もうどうしようもない土地になってしまうんだとそんなふうな言い方に聞こえましたが、そういうことですか。

●委員長（住田清美）

答弁どうぞ。

□神岡振興事務所次長兼市民振興課長（岸懸貴則）

あくまでも今回火災に遭われた被災者さんとの交渉の中で、例えば、その土地を寄附していただきとかという話は、もう既になかなか出せる現状でなかったということはご理解いただきたいというふうに思います。それで皆さんやっぱり資金的に苦しいので、土地を購入してほしいという申し出がたくさんありました。そういった事情が事前の交

渉の中であるということもご理解いただきたいと思います。

○委員（水上雅廣）

あなた今そうやっておっしゃったけど、結局、じゃあ何で、もう取り壊しに入っている。事前交渉でそういう話にならない。条例可決の前にも、さっきそういう話はないですって言ったけど、そんな話はしていませんって言った、最初のお答えと今あなたがおっしゃったことは食い違っていますよ。それ前提に事前交渉したような感じに受けとれるんですけど、違うんですか。解体業者さんとかと。

□神岡振興事務所次長兼市民振興課長（岸懸貴則）

土地購入の話と工事の解体の話はそれぞれ別にお話をしております。一連で話はおきませんので、別の話としてお話をしながらアンケートをとらせてもらったということでございます。

△市長（都竹淳也）

これは外見的になかなか説明、ここまでのいろんなあやが説明しきれないので、微妙な雰囲気、空気が流れるんですけど、全員事情がやっぱ違うんですよ。それで、その中には、自分ですぐ解体できるという方も最初から解体できるという方もあります。だけどやっぱりそれは非常に苦しいという方もあるし、解体まではなんとかお金を借りて、いろんな人頼ってでもやるけども、その何とか助けてほしいという方もあります。ですので、解体が始まったと一事象だけを見て、全体がこうであったのではないかという議論にはならない。私はそう思いますし、本当にここまで担当の職員もそうなんですけど、やっぱりショックを受けているわけですね。非常に精神的にも不安定になっているわけですね。そういう一つ一つの中で、交渉を積み重ねてきながら、一番ベストな解はどこかかってここにきている。ただ、条例として出して、ここで説明すると、それを全部捨象されて現象だけが、事実だけが出て、論理的に話すことになるのでそうなるわけです。

先ほどの相続の話でもそうですが、当然子どもは助けるってそうではないんです。やっぱり今は。とても面倒見切れないという方も中にはおられるし、そういう人たちの積み上げの中でどうしていくのかということで、ベストとしてここに至っているってことはですね、これはそれぞれの部門で職員が対応しているんですけど、ぜひ汲んでやっていただきたいなというふうに思います。

○委員（前川文博）

すいません、今その土地ときょう出た資料で、跡地の予想価格ということで出ているんですけども、以前たしか路線価という話を言われて、路線価を使うとか何かそんな話が聞いた気もしたんですけど、違うならいいんですけど、大体買うときに路線価かなと思って今調べたら神岡の路線価が今出ないような状況だったんですけど、私の調べたところでは、何を参考にしてこれの金額を出したのか、ちょっとそのへん教えてもらえれば。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所次長兼市民振興課長（岸懸貴則）

こちらにつきましては、固定資産評価額をもとにしております。

●委員長（住田清美）

よろしいですか。

□消防長（中畑和也）

野村議員の質疑に対して回答いたしたいと思います。まず原因ですけれども、総務部長が話したとおりで不明ということになっております。現場の調査及び関係者からの供述等で原因になり得るものを指定していきましたが、その中で確定するには至らず、不明という結果になっております。もう一つ、小規模店舗の管理等ですが、それにつきましては、一昨年150平米以下の建物についても管理をなさいというふうに法律のほうで決まりまして、随時立ち入り検査を行って、消火器1本もつけるように指導をしております。なお、IHを使っている店舗に関しては、対象外となっております。以上です。

○委員（野村勝憲）

はい、わかりました。たしか2019年1月1日に小規模飲食等の消火器を置く、これ改正されているんですよね。それを適用しているということですのでよろしいですね。

□消防長（中畑和也）

そのとおりでございます。

●委員長（住田清美）

それではよろしいですね。質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

冒頭に申し上げましたように本審査会で審査した議案の討論及び採決につきましては、付託先でございます総務常任委員会で行いますので、ご了承いただきたいと思います。

◆閉会

●委員長（住田清美）

以上で、総務常任委員会・産業常任委員会連合審査会を終了いたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午前11時42分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長

住田清美